

令和2年7月17日

令和2年第7回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和2年7月17日玉川村就業改善センター農研室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(13名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行
7番 小針 金之

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 溝井 浩一 主査 佐久間 充

◎ 本日午後4時00分、渡邊職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

5番 関根 恵二 6番 石井 清藏

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第22号番号1及び議案第22号番号2の調査員佐久間悦男委員から、一括して調査報告をお願いいたします。

◎ 8番委員 (佐久間悦男) 議案第22号番号1及び議案第22号番号2について、関連しているため一括して調査報告させていただきます。

7月13日、草野壽幸推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。議案第22号番号1の申請地は、岩法寺字高野■■番及び高野■■■番の■筆、譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんです。議案第22号番号2の申請地は、岩法寺字高野■■■番■の1筆で、譲渡人は■■■■■さん、譲受人は■■■■■さんであります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、■■■■■さんと■■■■■さんに話を伺いました。

■■■さんと■■■■■さんとは、以前より当該申請地の貸し借りを行って耕作をしていましたが、今後、農地を効率的に利用するため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことであります。

■■■さん、■■■■■さん共に所有する農地面積は下限面積の10aを超えるため問題はありません。また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり、耕作従事日数についても条件を満たしております。

さらに、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとのことであります。両人とも承知しており、問題はないものと思わ

れます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 等価交換ということで問題はないと思われませんが、参考としてお聞き
(角田 守之) したい。■■■番■は母畑の開発事業が行われた土地で、償還金がまだ残っていると思うが問題はないのでしょうか。

◎ 事 務 局 現況は、■■■番■と■■■番■の2筆で1枚の田んぼとなっており、■■■さんが所有者で、償還金も■■■さんが支払っているとおもわれ
ます。登記簿上2筆に分かれており、1筆が■■■さん名義のままだったので、今回の3条の申請となりました。

◎ 議 長 その他ありませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第22号番号1及び議案第22号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第22号番号1及び議案第22号番号2は原案のとおり可決されました。

次に議案第23号農地法第5条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第23号番号1の調査員の関根恵二委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 5 番委員 議案第23号番号1について、調査報告させていただきます。

(関根 恵二)

7月13日、草野陽子委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、北須釜字東ノ内■■■番■で、地目は公簿・現況とも田であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思えます。

現地確認後、譲受人の■■■と譲渡人の■■■さんに話を伺いました。

■■■では、消防車両の車庫が昭和50年に建築されてから45年以上経過しており、老化が進んでいるほか、団員の待機室がありませんでした。新型消防車両の導入により車庫が狭く、消防用具などの置き場も狭くなってしまったことから、独立した土地で屯所を新築する必要が生じたとのことあります。

そのため、土地を■■■で選定し、消防屯所は村が建築する計画を

しております。

土地の選定については、現在の消防屯所付近で、緊急時にすぐに出動できる利便性の良い土地を探しており譲渡人の■■■■■さんへ相談をしたところ、快諾を頂き、お互いの意向が一致したことから、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことでもあります。

申請地は、第1種農地ではありますが、例外事項の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められる他、村道の交差点沿いということもあり、転用が可能な農地で、問題は無いものと思われま。

また、建築することにより周辺農地への日照等支障を及ぼすおそれはなく、また、排水処理については農業集落排水処理施設へ、雨水については村道側溝へ流す計画をしており、心配ないものと思われま。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第23号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第23号番号1については、原案どおり可決されました。

次に議案第23号番号2の調査員の須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 4 番委員 議案第23号番号2について、調査報告させていただきます。

(須藤 安昭)

7月13日、矢吹洋一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、小高字南畷■■■番■で、地目は公簿が田、現況は休耕です。場所は議案書を参照して頂きたいと思いま。

現地確認後、被設定人の■■■■■と設定人の■■■■■さんに話を伺いました。■■■■■さんは■■■■■さんの二女です。

■■■■■さんは、現在、矢吹町の賃貸住宅に居住していますが、利便性の高い土地に住宅の新築を考えおりました。父の所有で、実家の南に隣接する本件の申請地であれば、今後の育児等の協力も得ることが容易となると考えて、今回の農地法第5条の農地転用許可申請になったとのこと。

申請地は、役場及びあぶくま高原道路玉川インターチェンジの出入口から300m以内にあり、第3種農地に該当し転用が可能と思われま。

また、雨水は既存側溝に接続して排水し、汚水は合併浄化槽を経由して雨水と同じ既存側溝に流す計画で問題ありません。両人とも承知しており問題はありませ。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第23号番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第23号番号2については、原案どおり可決されました。
本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 全国農業新聞購読について

購読中止される方は、総会終了後事務局まで報告ください。

2 その他

総会終了後、感謝状贈呈式

玉川村農業委員・農地利用最適化推進委員分散会の開催について

7 閉 会 須藤職務代理者

◎ 午後4時30分総会終了